

協議会において協議・検討 していく基本事項

①対象区域

対象区域は、「勢田川、五十鈴川、大湊川及び宇治山田港の河川区域と港湾区域との重複区域及び当該区域に面する施設」とします

②広報関係

ホームページ、看板、広報誌などを使って、随時、啓発活動を行っていくことについて協議・検討します

③係留船舶実態調査

放置船舶の対策に必要な係留船舶調査を実施することについて協議・検討します

協議会において協議・検討していく基本事項

④強制的な撤去措置

所有者が確認できない船舶や、所有者が確認できても係留施設へ移動しない船舶に対して、簡易代執行や行政代執行を行っていくことについて協議・検討します

⑤民間マリーナ調査

近隣にある民間マリーナの状況について把握し、係留施設の協議・検討に反映させます。

⑥暫定係留施設

恒久的な施設を整備するまでの暫定的な係留場所、施設について協議・検討します

⑦恒久的係留保管施設

マリーナ等の恒久的な係留施設の整備・設置について協議・検討します

協議会において協議・検討していく基本事項

⑧重点的撤去区域の設定(河川)

河川法に基づく強制的な撤去措置の対象区域を設定することについて協議・検討します

⑨放置等禁止区域の指定(港湾)

港湾法に基づき、放置等を禁止する物件と区域を指定することについて協議・検討します

⑩条例制定の要否・可否について

条例の要否・可否について協議・検討します

- **協議会では、10項目を基本事項として、協議・検討を行っていきます。**